

令和４年度答申第１号

令和４年 10 月 13 日

国分寺市長 井澤邦夫様

国分寺市国民健康保険事業の

運営に関する協議会

会長 内藤孝雄

答 申 書（案）

令和４年８月４日付け諮問第１号により諮問のありました下記の件について、下記のとおり答申いたします。

記

諮問事項１ 国民健康保険税の課税限度額について

当協議会は、本市国民健康保険税の課税限度額の状況及び地方税法施行令の改正、また課税限度額改定による影響額などについて、市の説明を受け審議を行った。

審議の結果、国民健康保険税の課税限度額を定める地方税法施行令が改正されたこと及び他市の状況に鑑みて、本市国民健康保険税の課税限度額について、諮問のとおり医療分を 630,000 円から 650,000 円、後期高齢者支援金分を 190,000 円から 200,000 円に改定することは妥当と考える。

諮問事項 2 国民健康保険税の税率改定について

当協議会は、本市国民健康保険の財政状況、東京都から示された標準保険料率の状況、また国民健康保険税の税率改定による影響額などについて市の説明を受け審議を行った。

審議の結果、令和 5 年度からの国民健康保険税の税率については、医療分を 4.90%から 5.46%、後期高齢者支援金分を 1.51%から 1.80%、介護保険分を 1.13%から 1.57%に改定することが妥当であると考える。

なお、今後の税改定に当たっては、多摩 26 市の平均値を参考にしながら、標準保険料率に近づけていくとともに、収納率の向上に積極的に取り組み、将来的に国や東京都から税率改定を求められることを想定し、被保険者の急激な負担増とならないよう 3 年に 1 度に限らず、適宜改定していくことが必要である。